

関係法令（抜粋）

日本国憲法（昭和21年憲法）

第89条 公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

社会教育法（昭和24年法律第207号）

第1章 総則

（社会教育の定義）

第2条 この法律において「社会教育」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

第3章 社会教育関係団体

（社会教育関係団体の定義）

第10条 この法律で「社会教育関係団体」とは、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。

（国及び地方公共団体との関係）

第12条 国及び地方公共団体は、社会教育関係団体に対し、いかなる方法によつても、不当に統制的支配を及ぼし、又はその事業に干渉を加えてはならない。

（審議会等への諮問）

第13条 国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が審議会等（国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第8条に規定する機関をいう。第51条第3項において同じ。）で政令で定めるものの、地方公共団体にあつては教育委員会が社会教育委員の会議（社会教育委員が置かれていない場合には、条例で定めるところにより社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関）の意見を聴いて行わなければならない。

第4章 社会教育委員

（社会教育委員の設置）

第15条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

（社会教育委員の職務）

第17条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

一 社会教育に関する諸計画を立案すること。

二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

広島市社会教育委員条例（昭和27年広島市条例第2号）

（委員の設置）

第1条 社会教育法（昭和24年6月10日法律第207号）第15条の規定により、広島市社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

（委員の委嘱の基準）

第2条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから、教育委員会が委嘱する。

（委員の定数）

第3条 委員の定数は、20人以内とする。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。但し、補欠により委嘱せられた委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育委員会は、特別の事情があるときは、任期中といえども委員を解嘱することができる。

（委任）

第5条 この条例に定めるものの外、委員の会議その他必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

広島市社会教育委員会会議規則（昭和27年広島市教育委員会規則第8号）

（目的）

第1条 この規則は、広島市社会教育委員条例（昭和27年広島市条例第2号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、会議に必要な事項を定めることを目的とする。

（議長及び副議長）

第2条 会議に議長及び副議長を置く。

2 議長及び副議長は委員の互選とし、その任期は1年とする。但し、再選をさまたげない。

3 議長は、会議をつかさどる。

4 副議長は議長を補佐し、議長に事故あるとき、又は議長が欠けたときはその職務を代理する。

5 議長及び副議長ともに事故あるとき、又は、議長及び副議長ともに欠けたときは、年長の委員が臨時に議長の職務を代理する。

（会議の招集及び議決の方法）

第3条 会議は、必要の都度議長が招集する。

第4条 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

2 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（雑則）

第5条 この規則に定めるものの外、必要な事項は、議長がこれを定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。